

湖西市デマンド型乗合タクシー 実証実験運行業務仕様書

平成29年12月

湖西市

1. 適用範囲

この仕様書は、湖西市が発注する湖西市デマンド型乗合タクシーの運行業務に適用する。

2. 目的

湖西市における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、新たに湖西市デマンド型乗合タクシー（以下、「デマンドタクシー」という。）の運行業務を委託する。

3. 委託事業の概要

(1) 運行区域等

運行区域は白須賀地区とし、地区内及び地区外の目的施設（乗降場所）を指定する。

(2) 事業形態

本市と受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、運行事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

(3) 委託期間

平成 30 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日(平成 29 年度)

平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日(平成 30 年度)

※実証実験後、湖西市地域公共交通会議で承認を受けた場合は平成 31 年 3 月 31 日までとし、別段の問題がない場合、優先的に平成 32 年度までの運行業務について交渉する。最大で平成 32 年度(平成 33 年 3 月 31 日まで)とする。

(4) 運行方法

道路運送法第 4 条による乗合運行。

(5) 業務に必要とされる要件

- ① 運行業務、運行管理業務及び車両管理業務等を行える設備や体制が整っていること。
- ② 上記運行区域において、平成 30 年 3 月 1 日から業務遂行に関し必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること又は有することが確実なこと。
- ③ 運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

(6) デマンドタクシーの運行内容

- ① 利用対象者
 - ア. 利用対象者は、白須賀地区（第1自治会～第6自治会）の住民とする。
 - イ. 未就学児だけの利用はできないこととする。
 - ウ. 運行車両への乗り降りに、乗務員の介助を必要としないこと。
- ② 利用登録
 - ア. デマンドタクシーの利用者は、登録制とし、必要事項（住所、氏名、連絡先等）を記載した登録申請書を基に登録手続きを行う。
 - イ. 市では、記載内容を確認し、利用者番号、氏名等を掲載した利用者登録証を無料で発行（郵送）する。
 - ウ. 受託者へ必要な利用者情報を提供する。
- ③ 利用方法
 - ア. 事前に運行事業者へ直接電話にて予約することとし、復路（帰り）の便が必要な場合も併せて予約する。同乗する未就学児についても予約を必要とする。
 - イ. 予約は、7日前から各便の1時間前までとする。ただし、1便は、前日の午後5時までの受け付けとする。（受付時間：午前8時～午後5時）
- ④ 運行目的地
 - 《白須賀地区内》
 - 《鷺津地区》
 - 《新居地区》
 - 《岡崎地区》
- ⑤ 運行日
 - 月曜から金曜日とする（運休日を除く）。
- ⑥ 運休日
 - 土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）とする。
- ⑦ 運行経路等
 - ア. デマンドタクシーの予約状況を基に、運行事業者が効率的な運行ルートを作成し、利用者の乗降を繰り返す。
 - イ. 利用者宅と運行目的地（乗降場所、指定施設等）を結び、これら以外の乗降はできないものとする。また、指定施設から指定施設への移動はできないものとする。
- ⑧ 利用料金（運賃）
 - 《白須賀地区内》300円
 - 《鷺津地区》700円
 - 《新居地区》700円
 - 《岡崎地区》700円

※湖西市が発行する湖西市高齢者バス乗車券も運賃収入に含む。
(湖西市高齢者バス乗車券制度のデマンドタクシーへの適用開始後)
※運賃収入は、現金・回数券にて徴収するものとする。

⑨ 割引料金

下記の者については、下記に示すように料金を割引くものとする。

- ・ 同伴者 1 人につき未就学児 2 人まで：無料
- ・ 湖西市コミュニティバス等無料乗車券を所持している方：半額
- ・ 小学生：半額
- ・ 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方と、その付添人 1 人：半額

《全地区共通事項》

⑩ 運行便数と運行時刻

8:00・9:00・10:00・11:00・12:00・13:00・14:00・15:00・16:00

⑪ 事業費の考え方

委託契約を締結する際に 1 運行当たりの事業費（運行費）を確定し、この運行費（乗合割引を含む）と利用者からの乗車賃（利用料金）の差額を委託料として市が支払う。

また、運賃収入の他、回数券や車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額も運行経費から差し引くものとする。

⑫ 運行車両

ア. 運行事業者が所有する一般乗用旅客事業に使用する 5 人未満の乗車定員の車両を使用する。

イ. 車両の運行台数は、予備車両を含め 12 台以上とする。

※予想される配車に対して滞りなく対応すること。

ウ. 運行事業者は運行開始日までに車両を準備し、本市の確認を受けること。

⑬ 最終的な指定施設等については今後、湖西市地域公共交通会議、運行事業者と協議の上決定する。

4. 委託業務の範囲

- (1) 白須賀地区のデマンドタクシーの利用予約に関すること。
- (2) 白須賀地区のデマンドタクシーの運行に関すること。
- (3) 白須賀地区のデマンドタクシーの利用料金の徴収に関すること。
- (4) 白須賀地区のデマンドタクシーの運行管理及び運転者に関すること。
- (5) 車両及び車両搭載機器の保管、整備管理及び修繕に関すること。

5. 運行管理

ア 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。

- イ 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を市民協働課に提出すること。なお、その後の異動についても同様とする。
- ウ 運行事業者は、毎月原則5日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本市の指示する資料を市民協働課に提出すること。
- エ 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

6. 委託料、運行経費、収入

- (1) 委託料は、委託期間内における1運行に係る運行費用の合算額から1運行によって徴収した利用料金及び回数券や車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額を差し引いた金額とする。この場合において、当該利用料金の合算額が運行費用の合算額と同額又は上回ったときには、委託料は発生しないものとする。
- (2) 委託料は次に掲げる期日までに市に請求するものとする。
 - ①平成30年3月31日 平成30年3月1日から平成30年3月31日までの運行分
 - ②平成30年6月30日 平成30年4月1日から平成30年6月30日までの運行分
 - ③平成30年9月30日 平成30年7月1日から平成30年9月30日までの運行分
- (3) 市は、請求を受理してから30日以内に委託料を払うものとする。
- (4) 利用料金の合算額が運行費用の合算額を上回った場合は、市は、当該金額を翌年度の4月30日までに委託運行事業者に請求するものとし、運行委託事業者は、請求を受けた日から市が指定する期日内に支払うものとする。
- (5) 運行経費
経費には以下のものを含むこととする。

- ・人件費（運転業務及び指定施設毎の乗降記録を含む）
- ・燃料油脂費
- ・車両の調達費
- ・車両の修繕、点検、保管費
- ・課税公課（自動車税・自動車重量税）
- ・保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
- ・停留所設備の維持・管理
- ・転回や休憩場所を確保するための借地料
- ・その他業務に必要な経費

7. 委託事業上の注意事項（応募資格）

- (1) 湖西市内又は湖西市に隣接する市町内に本店、支店又は営業所があり、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な法人であること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の国又は県の補助金交付申請に必

要な資料の提供ができること。

- (3) 法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、運行事業者となることができない。
- ① 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
 - ③ 湖西市から入札参加停止措置を受けている者。
 - ④ 正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者。
 - ⑤ 納期の到来している国税、県税及び市税を滞納している者。
 - ⑥ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算の申立てがなされた者及び開始命令がされている者(平成17年6月改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた者及び開始命令がされている者を含む。)
 - ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
 - ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
 - ⑨ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
 - ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。

8. 特記事項

(1) 事故等の報告

デマンドタクシーの運行業務等において、事故等緊急事態が発生したときは、速やかに市へ報告し、対応を協議するものとする。

(2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

(3) 聞き取り調査

ア タクシー車両内において、利用者アンケート調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き取る。

イ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。

ウ 調査日:運行期間内で本市の指示により決定し、1年間に1日程度とする。

(4) 損害賠償責任

事故、故障等による自動車の破損、その他運転者の行為により人身、財物等に損害を与えたときは、原因のいかんに関らず運行事業者の責任とする。

(5) 協議の場の設置

本業務の実施期間中、次の事項を協議する場を設置することができるものとする。

- ① 業務実績報告書についての質疑応答に関する事項。

- ② 安全管理、車両管理に関する事項。
- ③ 苦情、要望事項。
- ④ 運行方法等に対する改善提言に関する事項。

(6) 資料提供の協力等

市の求めにより運行に関する資料の提供、運行内容等について協議する会などへの参加等について協力するものとする。

(7) 個人情報の取り扱い

当該委託業務に係る会計と他の業務に係る会計を明確にするための会計処理を行うものとする。

(8) 再委託の禁止

第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託してはならない。

(9) 関係法令等の遵守

委託業務の履行に関し、道路運送法（昭和26年法律第183号）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

(10) 疑義事項

本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた事項については、市と運行事業者の協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとする。

(11) 補助金の申請手続き等

運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。

(12) 契約の解除

本市は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

ア 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

イ 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

別紙

運行区域図

指定施設位置図

業務実績報告書

事故報告書

苦情等処理報告書

その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 運行事業者として選定後、契約締結に先立ち、公共交通会議の委員として参加を要請する場合があるので、対応すること。なお、契約締結後は公共交通会議の委員として任命することを条件とする。
- (4) 公共交通会議での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行路線、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を変更する場合があるので、公共交通会議で承認が得られた場合は対応すること。
- (5) 運行開始日までに予算が確定しない場合については、契約を行わないものとする。